

令和8年2月20日提出

今治市議会臨時会（第1回）議案

今治市議会臨時会（第1回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案 1	専決処分について	1
	・令和7年度 今治市一般会計補正予算（第7号）	3
報告 1	専決処分について	21
	・損害賠償額の決定及び和解について	23
	・損害賠償額の決定及び和解について	25
	・損害賠償額の決定及び和解について	27
	・損害賠償額の決定及び和解について	29
	・損害賠償額の決定及び和解について	31
	・今治市下水道条例の一部を改正する条例制定について	33

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年2月20日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・令和7年度 今治市一般会計補正予算（第7号）

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和7年度今治市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度今治市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ77,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,341,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年1月23日

今治市長 徳永繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項
16 県支出金	3 委託金
歳 入 合 計	



歳 出

款	項
2 総務費	4 選挙費
歳 出 合 計	











2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
16 県支出金	6,350,068	77,200	6,427,268
3 委 託 金	453,938	77,200	531,138
1 総務費委託金	383,699	77,200	460,899
歳 入 合 計	85,264,257	77,200	85,341,457



### 3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	9,378,294	77,200	9,455,494	77,200	0
4 選挙費	120,464	77,200	197,664	77,200	0
6 衆議院議員選挙費	0	77,000	77,000	77,000	0
				(内訳) 県支出金 77,000	
7 衆議院議員選挙臨時啓発費	0	200	200	200	0
				(内訳) 県支出金	

一般会計 歳出 (総務費)

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明
区 分	金 額		
1 報 酬	9,923	投開票管理者(66人) 936 投開票立会人(150人) 1,916 期日前投票管理者(102人) 1,286 期日前投票立会人(296人) 2,424 パートタイム会計年度任用職員給(2人) 3,361	衆議院議員選挙費 77,000
3 職員手当等	9,000	時間外勤務手当	
4 共 済 費	1	社会保険料	
7 報 償 費	17,427	ポスター掲示場設置謝礼品 37 投開票事務報償金 17,139 投票所借上謝礼金 251	
8 旅 費	84	費用弁償 29 普通旅費 55	
10 需 用 費	3,892	消耗品費 3,008 燃料費 350 印刷製本費 521 光熱水費 3 備品修繕料 10	
11 役 務 費	8,006	通信運搬費 6,133 広告料 70 手数料 1,803	
12 委 託 料	20,323	その他委託料 12,457 ポスター掲示場設置等委託料 10,835 交通整理業務委託料 293 投票所設営撤去等委託料 167 投開票資材運搬委託料 500 新聞折込委託料 662 電子計算業務委託料 7,866 選挙システム業務委託料	
13 使用料及び 賃借料	7,618	会場賃借料 741 自動車賃借料 567 複写機使用料 150 機械器具賃借料 6,160	
17 備品購入費	726	事務用器具	
10 需 用 費	200	消耗品費	





補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正後	長 等	4	-	35,112	17,131	52,243	8,756	60,999	
	議 員	28	166,879	-	57,571	224,450	44,653	269,103	
	その他	5,942	326,639	-	-	326,639	-	326,639	
	計	5,974	493,518	35,112	74,702	603,332	53,409	656,741	
補正前	長 等	4	-	35,112	17,131	52,243	8,756	60,999	
	議 員	28	166,879	-	57,571	224,450	44,653	269,103	
	その他	5,328	320,077	-	-	320,077	-	320,077	
	計	5,360	486,956	35,112	74,702	596,770	53,409	650,179	
比較	長 等	0	-	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0	0	0	0	
	その他	614	6,562	-	-	6,562	-	6,562	
	計	614	6,562	0	0	6,562	0	6,562	

職員手当は通勤手当(長等)、期末手当(年間支給率 3.50月分)及び退職手当

2 一般職

(1) 総括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	2,739	1,468,145	6,086,701	4,557,082	12,111,928	2,281,241	14,393,169	
補正前	2,737	1,464,784	6,086,701	4,548,082	12,099,567	2,281,240	14,380,807	
比較	2	3,361	0	9,000	12,361	1	12,362	

(本会計における計上職員数は2,739人及び1人(4月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿日直手当
		補正後	141,044	2,388	80,142	129,184	14,704	425,040
	補正前	141,044	2,388	80,142	129,184	14,704	416,040	640
	比較	0	0	0	0	0	9,000	0
	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当	その他手当
	補正後	10,616	199,873	1,562,261	1,292,788	744	616,555	81,103
	補正前	10,616	199,873	1,562,261	1,292,788	744	616,555	81,103
	比較	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,201	-	4,713,999	3,556,107	8,270,106	1,596,317	9,866,423	
補正前	1,201	-	4,713,999	3,547,107	8,261,106	1,596,317	9,857,423	
比 較	0	-	0	9,000	9,000	0	9,000	

(本会計における計上職員数は1,201人及び1人(4月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿日直手当
		補正後	141,044	2,388	80,142	105,705	11,858	378,725
補正前	141,044	2,388	80,142	105,705	11,858	369,725	600	
比 較	0	0	0	0	0	9,000	0	
内 訳	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補正後	10,616	199,873	1,066,945	865,809	744	610,555	81,103
	補正前	10,616	199,873	1,066,945	865,809	744	610,555	81,103
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,538	1,468,145	1,372,702	1,000,975	3,841,822	684,924	4,526,746	
補正前	1,536	1,464,784	1,372,702	1,000,975	3,838,461	684,923	4,523,384	
比 較	2	3,361	0	0	3,361	1	3,362	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿日直手当
		補正後	-	-	-	23,479	2,846	46,315
補正前	-	-	-	23,479	2,846	46,315	40	
比 較	-	-	-	0	0	0	0	
内 訳	区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補正後	-	-	495,316	426,979	-	6,000	-
	補正前	-	-	495,316	426,979	-	6,000	-
	比 較	-	-	0	0	-	0	-

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員 手当	9,000	制度改正に伴う増減分	- 給与改定に伴う増減分	
		昇給に伴う増加分	- 昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	9,000 業務量の変動等に伴う増減分 時間外勤務手当	9,000 9,000

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月20日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市下水道条例の一部を改正する条例制定について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月24日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和7年8月28日午後3時頃、本市道路課職員が北浜町資材倉庫（今治市北浜町甲1052番地33）において電動高枝チェーンソーを使用して除草作業を行っていたところ、相手方所有の引込通信線を切断し、破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 7,961円



損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月14日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和7年8月20日午後5時40分頃、本市総務調整課職員が運転する市有乗合自動車が、市道仲小路2号線（今治市常盤町四丁目7番2地先）において、対向車と離合するため左に幅寄せしたところ、相手方所有の庇に接触し、同庇を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 474,100円



損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月26日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和7年10月4日午後0時50分頃、市道山路宅間線（今治市山路435番1地先）において、相手方所有の乗用自動車が走行中、同市道の剥離していた舗装版が跳ね上がり、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 50,303 円



損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月1日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和7年8月8日午後4時22分頃、本市介護保険課職員が運転する市有乗用自動車、市道東鳥生長山線を直進し、市道八町松木1号線との交差点（今治市八町東五丁目2番29地先）に進入したところ、右側から同交差点に進入してきた相手方所有の乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 8,963円  
受取額 4,312円



損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月22日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年12月25日午前8時56分頃、本市資源リサイクル課職員が運転する市有貨物自動車、市道内港喜田村線（今治市美須賀町四丁目1番22地先）において左折しようとしたところ、同車両の後方を直進してきた相手方所有の貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 517,721円  
受取額 180,800円



今治市下水道条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月2日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。



## 今治市下水道条例の一部を改正する条例

今治市下水道条例（平成17年今治市条例第251号）の一部を次のように改正する。

第11条第10号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

今治市下水道条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の11第1項の規定により、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p>	<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 略</p> <p>第11条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の11第1項の規定により、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値</p>